

2019年1月30日ワーキンググループにて次回検討課題とされた件に関しまして、下記の通りご返答申し上げます。

記

(2) 資格・検定試験活用に当たってのトラブルとその対応について

1

- 万が一、試験の実施等における重大なトラブルが発生した場合に、再試験の実施は可能か(特に、各試験における年間の最終回で発生した場合)。
→ 「重大なトラブル」がどういった内容であるかによって再受験(テスト日変更)実施の可否が決まります。簡単なガイドラインとしては下記の通りです。
 - A. 受験者本人の責任による重大なトラブル: 再受験の実施は基本的にできません。
 - B. 外的要因による重大なトラブル(自然災害等): 会場の状況によって、一部返金、返金もしくはテスト日変更ということで対応をしています。
 - C. 試験運営上のミスによる重大なトラブル: 原因や受験者への影響範囲を検討の上、本部の指示により対応を決定いたします。可能な対応としては、返金、テスト日変更などが考えられます。
 - D. 注意点: 基本的に成績発行後の再受験の実施や返金はできません。試験結果が出たあとに運営上のミスが発覚するような運営体制ではなく、猜疑があった場合は成績発行を延期して判断をします。
- 再試験においては、検定料を再度徴収するのか。
→ 上記にてご説明をしている通り、「テスト日変更」として対応し、重大なトラブルがあったテスト日の受験料を振替えるという考え方をしております。従いまして、上記 C-試験運営上の重大なミスで再度受験が必要と本部が判定した場合は、受験料を徴収せず再度受験の機会が与えられることとなります。
- 可能でない場合、受験生保護の観点から、どのような対応が考えられるか。
→ 受験者に非がない場合は、上記にお示した通り再受験や返金等に対応しております。

2. 各試験実施団体の次年度の試験日、試験会場の規模等はいつまでに決定しておく必要があるか。

→ 1年~6か月前には確定をするようにしております。

3. ニーズ調査の結果を踏まえた試験会場確保のため、試験実施団体と高等学校あるいは教育委員会でどのような調整方法が考えられるか。

→ 高等学校の試験会場としての利用は避けるべきという方向で現在議論がなされていますが、公平性やテストセキュリティを重視するためか、もしくは学校現場の負担軽減の観点からの提言なのか明確ではありません。それぞれの試験実施団体により施設使用の要件は異なり、学校側が懸念している点について、独自の運営指針をもって対応しているケースもあると思います。双方の条件を調整するために貴省主導で「高等学校の試験会場利用に関するガイドライン」を作成していただければと考えております。

4. 仮に、受験申込後に試験会場の大幅な不足が判明し、かつ試験実施団体において会場の手配が困難である場合にどのような対応を講じるか。

→ 月に最大4日の試験日設定が可能ですので、別日での受験が可能なように対応をいたします。

以上、不明な点などありましたらお問合せください。